

町報 かとぶわ

日本一住みよい

1999

8

第449号

門川町

目次

どうなる?介護保険	2	チャイルドシートで子供の命を守ろう	6
わたしたちの国民年金	4	門川の環境	7
交番だより	5	門川町職員採用試験	8



乙島キャンプ場 島開き祈願祭（平成11年7月2日）

介護保険

こんなサービスあります。

家庭などで利用する「在宅介護サービス」と施設に入所して利用する「施設介護サービス」があります。

在宅介護サービス

1.通所して受けるサービス

- 通所介護(ディサービス)
ディサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
- 通所リハビリテーション(ディケア)
医療施設や介護老人福祉施設などに通い、理学療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。
- 短期入所介護(ショートステイ)
短期間(1~2週間程度)施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受けることができます。

※日常生活介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

2.訪問で受けるサービス訪問介護(ホームヘルプサービス)

- ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、洗濯、掃除など日常生活の手助けを行います。早朝や夜間に安否確認や排泄など短時間の介助をする「巡回型」もあります。
- 訪問看護
訪問看護ステーションなどの看護婦(士)、保健婦(士)などが家庭を訪問して、かかりつけ医と連絡を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当などを行います。
 - 居宅療養管理指導(訪問診療)
医師、歯科医師、薬剤師などが家庭訪問して、医学的な管理や指導を行います。
 - 訪問入浴介護
寝たきりのお年寄りなどの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。看護婦(士)などが健康チェックも行います。
 - 訪問リハビリテーション
理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

3.自宅を整えるサービス

- 福祉用具の貸与・その購入費の補助特殊ベッドや車椅子などの貸与、およびその購入費の補助を受けられます。住宅改修費の支給廊下や階段、浴室に手すりをつけたり、段差解消のためのスロープ設置、滑り防止のための床材変更、引き戸への扉の取り替えといった小規模な改修に対して、補助を受けられます。

4.その他の在宅介護サービス

- 介護サービス計画(ケアプラン)の作成 ※自己負担はありません。
居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、介護を必要とする人にあった効率的な介護サービス計画(ケアプラン)をつくります。サービス提供機関の手配なども行います。
- 特定施設入所者生活介護
有料老人ホームなどに入所しているお年寄りも、必要な介護サービスを介護保険から受けられます。
- 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)※要支援の人は利用できません。
痴呆の状態にあるお年寄りが少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。

施設サービス

介護保険で利用できる施設は3種類あります。治療が中心なのか、介護が中心なのか、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を選択します。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

- 食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難なお年寄りが入所します。食事、入浴、排泄など日常の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

●介護老人保健施設(老人保健施設)

- 病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要なお年寄りが入所します。医学管理下での介護機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

●介護療養型医療施設(療養型病床群)

- 急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とするお年寄りのための、医療機関の病床です。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

●介護サービスはこんな時に受けられます。

○65歳以上の人「第1号被保険者」の場合寝たきり、痴呆などで、入浴、排泄、食事等の動作について常に介護が必要な状態にあるか、その状態になる恐れのある場合。○40歳以上65歳未満の人「第2号被保険者」の場合脳血管障害、初老期痴呆など、老化に伴う病気(特定疾患=15種類の疾病が対象)によって介護が必要となった場合です。(老化以外の原因の場合は障害者福祉対策によって介護を受けます)。

●介護サービスを受けたい時 (申請→認定・サービス利用まで)

介護保健サービスを利用するためにはまず申請をして下さい。サービスを利用するためには、介護が必要であると認定されることが必要です。町の介護保険の窓口に申請すると、調査・審査を経て、必要な介護の度合いが決まります。申請から認定の通知までは30日以内となっています。

⑤介護サービス計画(ケアプラン)を作成

①ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません。
②介護支援専門員(ケアマネージャー)が本人や家族と話し合いながら、サービスの内容や利用する回数といったケアプランを作り、サービス利用票に記入します。
③ケアプランは自分で作成することもできます。※この場合、サービス利用票を自分で記入し、被保険者証とともに町の窓口に届け出て、確認印を受ける必要があります。

③調査・判定します

①訪問調査の結果及び特記事項とかかりつけ医の意見書、(かかりつけ医がない場合は町の指定医を紹介します)を基に、「介護認定審査会」で審査し必要な介護の度合いの判定が行われます。「介護認定審査会」は、医療・保健・福祉の専門家5人程度から構成されます。

④認定結果が通知されます

①判定に基づき、認定し通知します。※必要に応じて介護サービスの種類の指定も行います。
②認定結果に不服がある場合には「介護保険審査会」に申し立てができます。※「介護保険審査会」は県に設置されます。
③認定は原則として6ヶ月ごとに更新します。※更新の手続きは認知時と同じです。

①申請します

①サービスが必要となったら、住んでいる町の窓口で手続きをします。本人または家族が申請するか、指定居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)や介護保険施設などに代行してもらうこともあります。

②訪問調査を受けます

①介護を必要とする人の心身の状況などを調べるために、町の担当者、または委託を受けた指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)などが家庭を訪問します。
②全国共通の訪問調査票で視力などの身体機能、立ち上がりなどの基本動作、食事や排泄などの日常生活動作、記憶や理解などについて85項目の調査があります。(この時に必要なことは特記事項として記入します。)



国民年金の保険料の未納をなくしましょ

国民年金で未納がありますと次の年金に大変関係があります。

①障害基礎年金

国民年金の加入期間中に病気やけがをして障害者になつた時や、六十才以上（六十五才以前で障害者になつたときは老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていなければ請求出来ます。障害になつたときや病気で初診て医者にかかる前に、加入期間の三分の二以上は保険料を納めているか、保険料の免除を受けた期でなければなりません。なお、平成十八年四月一日以前に病気、けがをして障害者になつたときは、初診前の属する月の前前月までの一年間に保険料の滞納なれば、障害年金の請求が出来ます。障害の程度によっては障害基礎年金が受給できる特例があります。

②遺族基礎年金

遺族基礎年金は、夫「父または父がいない子の母」が死亡した日の前に国民年金の保険料を納めた月「免除された月を含む」が加入期間の三分の二以上あるまた老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているときに支給されます。また平成十八年四月一日以前に死亡した場合は死亡日前の一年間に保険料の滞納期間がなければ支給されます。遺族基礎年金を受けられるのは、死亡した夫・または父「父がいない子の母」に生計を維持されていた次の人です。ア、死亡した人の妻で一八才未満の子または二十才未満で、一級・二級の障害の子と一緒に暮らしていること。イ、死亡した人の十八才未満の子または二十才未満で一級・二級の障害のある子。

皆さん、自分の年金のこれまでの期間や、過去に勤めたときの期間等調べて頂きたい方は、役場の年金係勤まで気軽に来てください。

年金のよさを十分に理解して頂きたい

皆さんの身近に必ず国民年金を受給している方がおられるでしょう。高齢や障害のために助けなくなったり、一家の働き手が死亡して生活に困った時に助けてくれるのが公的年金です。（ただし受給要件に該当していること）健康保険などは病気やけがをしたときにすぐに保険のお世話をになるのに対しても、年金保険は長期的な観点から私達の生活基盤を保証しています。保険料を支払ったからすぐには給付があるものではありませんが、かわりに何かあつたときの安心と老後の安心を受け取っているのです。でもこのような安心は、必ず公的年金に加入して保険料を納めるかまた保険料免除の承認がされていなければ支給されません。二十になつた方々は国民年金などの公的年金に加入する義務があります。公的年金制度は世代と世代の支えあいを基

です。しかしながら、若い人にとっては公的年金はまだまだ先の話、自分には関係がないと思いません。年金にはまだ無縁だと思っている人たちに、公的年金制度は年金の支給以外にも、年金加入者や年金受給者の健康増進のために、低料金で利用できる保養所、宿泊施設あるいは病院なども設置されていて、若い人たちにも楽しく活用されています。それだけではあります。この年金の積立金の一部は、年金住宅融資として住宅資金に、また教育資金として貸し付けたり、老人ホームや廃棄物処理施設など、国民福祉の向上に役立つ施設の整備にも利用されたりしているのです。このように公的年金は若人たちにも無縁ではなく極めて身近なもので、皆さんの毎日の暮らしに役立つのです。門川町も、し尿処理施設を融資を受けて整備しています。

交番

だより



<問い合わせ>
門川交番
☎63-1442

区分	受験資格	受験申込受付期間
警察官B	昭和47年4月2日～昭和57年4月1日生の男子大学卒業（見込み）者を除く	8月10日（火）～9月1日（水）
女性警察官	昭和49年4月2日～昭和57年4月1日生の女子学歴不問	同上
警察事務	昭和53年4月2日～昭和57年4月1日生学歴不問	同上

※詳細は、門川交番または西門川駐在所に問い合わせてください。

少年非行および性犯罪を防止しましょ。



● いよいよ夏休みがやつて来ます。子供たちにとって、楽しみな時期ですが、一方では家出あるいは万引き等が増加する時期でもあります。次のような子供のサインには注意しましょう。

- 金遣いが荒くなる。
- 言葉使いが荒くなる。
- 無断外出や無断外泊が多くなる。
- 急に反抗的になる。
- 親の知らないものを持っている。
- 服装が派手になる。

● また、この時期は、チカンやのぞき等の犯罪が多くなりますので、次のような点に注意しましょう。

- 女性の暗い夜道の一人歩きはしない。
- 極端な肌の露出はしない。
- 外出や就寝時は、錠を確認する。
- 一人暮らしの女性やお年寄りは、防犯ベルを携帯する。
- 長期間留守にする時は、新聞や牛乳等を断るか、隣人に取り込みを依頼する。

ご存じですか？

児童扶養手当、特別児童扶養手当

児童扶養手当

特別児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願つて支給される手当です。（受給するには、役場で請求手続きが必要です。）※請求者及び児童が公的年金を受けている場合は該当しません。※受給資格に該当してから、請求をしないまま5年が過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に重度または中程度障害がある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわり障害児を育している人に支給されるものです。手当の受給要件に該当する方で請求すれば、役場で請求の手続きが必要です。

支給を受けることができなくなりますから、必ず8月11日までに提出が必要です。なお、現況届が提出されず2年を経過しますと時効となり受給権を失いますので、ご注意ください。

★現況届は8月11日から9月10日まで

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している方は現況届が必要です。現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届です。この届を提出しないと、8月以降の手当の支給を受けることができなくなりますから、必ず8月11日までに提出が必要です。なお、現況届が提出されず2年を経過しますと時効となり受給権を失いますので、ご注意ください。

問い合わせ先

福祉保健課 ☎63-1140（内線227）

宮崎県児童家庭課（児童扶養手当）☎0985-26-7057

宮崎県障害福祉課（特別児童扶養手当）☎0985-32-4468

●農業委員会の委員が改選されました

区分	氏名	住所
町議会推薦	松井 初義	西栄町
町議会推薦	金田 茂遠	城屋敷
農協推薦	橋口 繁雄	西栄町
共済組合推薦	山口 哲雄	加草
選挙	井野内 靖	松瀬
選挙	松本 徳幸	三ヶ瀬
選挙	右今 利行	大内原
選挙	米良 正秋	城屋敷
選挙	金丸 剛	五十鈴
選挙	佐々木重作	竹名
選挙	水永 澄男	上町
選挙	川崎 和男	中村
選挙	牧野 義博	加草
選挙	和田 政一	庵川西
選挙	曾川 芳男	庵川東
選挙	永田 勝	牧山

このように、基幹産業である農業の根幹を支える非常に重要な業務を行っています。今回、決え定された委員は表のとおりです。今後、認定農業者制度をはじめとする優良農家への農地の利用集積をはかり農業の担い手の確保及び経営基盤の確立等の構造政策の推進

門川町農業委員会の委員選挙が、7月11日に実施され、新しい委員が決定しました。農業委員会は、法律に基づいて設置されている行政機関であり、主な業務は次のとおりです。

優良な農地の保全を推進するため農地法はじめ各種法令に基づいた各種の許認可業務、農家の方々の疑問や不安の解消のための各種相談活動

平成11年度 門川町職員採用試験実施要領

1.採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
上級	一般事務(L)	若干名	町長部局等に勤務し、一般事務に従事します。

2.受験資格

- (1)学歴学歴は問いません。
(2)年齢(満年齢は平成11年4月1日現在です。)

種類	受験資格
上級	昭和47年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者(満21歳から満26歳までの者)

3.欠格事項

- 次のうちいずれか一つに該当する者は、受験できません。
- (1)日本国籍を有しない者
 - (2)禁治産者および準禁治産者
 - (3)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4)門川町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4.試験の日時、場所および合格発表

試験	試験の日時	試験場
一次試験	9月19日(日曜日) 8:00 受付開始 8:10 着席 8:30 試験開始 12:30 試験終了	門川農業高等学校 (東臼杵郡門川町大字 門川尾末2680番地)
合格発表	10月中旬 (役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。)	

試験	試験の日時	試験場
二次試験	10月下旬に第一次 試験合格者に対して 行います。	門川町役場
合格発表	11月中旬 (役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。)	

5.試験の方法

上記試験については、大学卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
一次試験	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能について多肢選択式による筆記試験
	作文試験	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
二次試験	人物試験	面接試験及び適性検査
	身体検査	胸部疾患の有無等の健康状態についての医学的検査

6.受験手続き

(1)申込用紙請求先

ア.申込用紙の交付場所
門川町役場総務課

イ.郵便による申込用紙の請求方法
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地
門川町役場総務課封筒の表に赤字で「職員採用試験受験申込書請求」と書き、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封し、門川町役場総務課に請求してください。
なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2)申込用紙の提出先

門川町役場総務課
(〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地)

●申込手続

所定の申込用紙に必要事項(申込用紙の「郵便はがき」欄に受験者の住所を忘れずに書いてください。)を記入、最近3ヶ月以内に撮影した写真と50円切手を所定のところに貼って提出してください。写真の貼ってないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領書」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、封筒の表には、赤字で「門川町職員上級試験」と書いてください。

(3)受付期間

(7月30日(金)～8月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)
8時30分から17時まで
郵送の場合は8月20日までの消印のあるものに限り、受け付けします。

(4)受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。9月9日までに受験票が到着しない場合は、門川町役場総務課(☎0982-63-1140内線247)に連絡してください。

7.合格から採用まで

最終合格者は採用候補者名簿に登録され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は原則として平成12年4月1日以後ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

8.給与・勤務条件

(1)給与

ア.給与は門川町一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給されるほか、通勤手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ.給与以外に次のような諸手当が支給されます。

住居手当……………借家等に住む場合
通勤手当……………交通機関等を利用する場合
期末・勤勉手当……………1年間に給与などの5.25ヶ月分

(2)勤務条件・休暇等

勤務時間は1日8時間、原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇……………3日間
結婚休暇……………7日間
病気休暇……………最高90日間

9.その他

この試験についての問い合わせは、門川町役場総務課にしてください。郵便での問い合わせは、90円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

- ①実施期日
平成11年10月13日 日向会場(締切 平成11年9月3日)
- ②受診料
(1)林業雇用労働者一人当たり、3,675円(消費税175円含)
(2)一人親方等県からの補助金が交付されますので無料
- ③申込先
林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部門川分会
所在地 門川町本町1丁目1番地 門川町役場(農林課林政係)
☎63-1140(内線285)

●障害者雇用継続支援事業に基づく助成金
中途障害者になった従業員のための職場復帰の措置をお考えの事業主の方への助成金

障害者雇用継続助成金

事業主に雇用された後に労働災害、交通事故等により身体障害者となった労働者の雇用を継続するのに必要な施設の設置、職場適応措置等を実施した場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金の種類

【中途障害者作業施設設置等助成金】
第1種(作業施設等の設置または整備)
・支給額…設置費用の3分の2(限度額450万円)
第2種(作業施設、設備の賃借)
・支給額…賃借費用の3分の2(限度額月額13万円)

【重度中途障害者職場適応助成金】
職場復帰後に指導、訓練、教育、作業環境改善等の職場適応措置の実施をする事業主
・支給額…月額3万円(3年間)

申請書類等の提出期限は、職場復帰してから第1・2種の作業施設設置等助成金が6ヶ月以内、職場適応助成金が3ヶ月以内となっていますので、提出期限の迫っている事業主の方は、電話でも結構ですのでなるべく早めに御一報ください。

★お問い合わせ★
(社)宮崎県障害者雇用促進協会
☎0985-29-9052/FAX0985-23-0724
または、最寄りの公共職業安定所へ

●特別弔慰金が支給されます●

戦没者ご遺族のみなさまへ

●戦没者死亡当時の三親等内親族で次の要件を満たす方に特別弔慰金(額面24万円、6年償還の国債)が支給されます。

- ①今までに特別弔慰金の受給権を取得した遺族がないこと。
②平成11年4月1日において、戦没者の死亡に係る公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいないこと。

●請求は平成14年4月1日までです。

●詳しくは下記のとこまでお問い合わせください。

宮崎県社会援護課(援護恩給係)
福祉保健課(社会福祉係)☎63-1140

●日赤社資目標達成●

ご協力ありがとうございました。
日赤社資の寄付につきましては、地区会長、赤十字奉仕団員を通じましてご依頼し、町民の皆様のご理解とご協力によりまして、次のとおり目標を達成することができました。心より感謝申し上げます。社資は「被災者救援・自然災害による救援」をはじめ、「血液事業・巡回診療・難民救援」など人道的事業のため全額日本赤十字社に納入しました。今後とも日本赤十字に対する町民の皆様の深いご理解、ご協力をお願い申し上げて、お礼にかえさせていただきます。

門川分区長 金丸親治

平成11年度 日赤社資実績一覧表

松 潤	10,850	尾末東	18,200
三ヶ瀬	30,100	後 向	21,000
上井野	31,500	中 尾	40,600
大内原	16,100	下納屋	63,350
小 松	26,250	上納屋1区	23,450
小 園	30,800	上納屋2区	24,500
城屋敷	28,000	上納屋3区	21,700
中 山	23,450	中 村	27,300
五十鈴	43,750	加草1区	37,450
平城東	106,050	加草2区	70,700
城ヶ丘	52,150	加草3区	42,000
平城西	119,700	加草4区	55,300
南町1区	54,950	加草5区	18,900
南町2区	23,800	鹿川西	127,400
南ヶ丘	75,250	鹿川東	62,650
上ノ町	58,800	牧 山	15,400
本 口	68,600	谷の山	3,150
東栄町	95,550	地区合計	1,859,900
西栄町	95,200	奉仕団社資	652,022
宮ヶ原	114,450	職場社資	87,971
栄ヶ丘	43,750	合 計	2,599,893
竹 名	12,600	平成11年度目標額	2,315,000
旭 口	25,200		

●計量器(ハカリ)定期検査●

商取引や証明行為に使用するハカリは、計量法により2年に1回定期検査を受けるよう義務づけられています。今年は定期検査の年です。時々でも、取引等に使用するハカリは必ず検査をうけてください。また、以前は定期検査の対象外だった一部の「電気式ハカリ」も検査の対象となりましたので、ご注意ください。

定期検査の日程は次のとおりです。

定期検査日程表

8月23日(月)	13:30~16:30	門川町役場
24日(火)	9:00~12:00	門川町役場
24日(火)	13:30~16:30	J.A日向西門川支所

※定期検査を受検する時は、手数料がかかります。
詳細につきましては、商工水産課まで。☎63-1140

正しいハカリで正しくハカリましょう。

◆催し お知らせ連絡帳 ◆募集

●森林所有者、きのこ生産者

素材生産業者、木材製造業者のみなさまへ

宮崎県では、林業者・製材業者などの皆様向けに林業改善資金の貸付を行っています。本年度の申請期限は8月20日(第2回)、11月20日(第3回)です。

①貸付対象者

森林所有者、林業経営者、林業従事者、素材生産業者、製材業者等。ただし、製材業者は間伐材高度利用施設資金、特認間伐施設資金のみです。

②貸付限度額

下記掲載の資金内の機械・施設ごとに定めがあります。貸付金の合計の限度額は個人1,500万円、会社3,000万円です。

③償還方法

貸付年度の翌年からの年賦均等払いです。

④償還期間

下記掲載の資金の機械・施設ごとに定めてあり、3年~10年です。

⑤主な資金種類

種 類	貸付対象となる費用
固 地 間 伐 促 進 資 金	間伐実施に必要な費用(作業路開設、集運材機材・施設の使用料および作業賃費等)
高 品 質 材 生 産 資 金	しづり丸太等の高品質材生産に必要な費用
技 術 導 入 資 金	高能率素材生産用機械(グラップル、ハイベスタ、スキッダ等)、集材機、クレーン付き作業車(トラック、トレーラ等)、林内作業車、苗木生産用機械、きのこ生産用機械、作業路開設用機械(バックホー等)、索道、パソコン等の購入に必要な費用
地 域 技 術 導 入 資 金	「宮崎県特用林産振興基本計画」において乾しあいだけの振興地域に指定された市町村において概ね4,000本以上のほど木により行う山地しいたけの栽培に必要な費用(ほど木生産用機械、発電機、原木孔明機、防風ネット、原木運搬車等)
間 伐 材 高 度 利 用 施 設 資 金	間伐材加工機械として、バーカ、ツイン丸鋸盤の購入に必要な費用
特 認 間 伐 施 設 資 金	専ら間伐材の加工に用いられる機械・施設の購入に必要な費用(丸棒切削盤、オガクズ製造機、自駆両面耳掘機等)
安 全 生 产 施 設 資 金	防振装置付きチェンソー他林業労働災害の防止に有効な機械の購入に必要な費用
負 荷 除 去 等 施 設 資 金	作業現場における土壠施設他林業労働災害の防止に有効な作業負荷の軽減のための施設の購入に必要な費用(暖房装置付き人員輸送車、無線機器、休憩施設)
福 利 厚 生 施 設 資 金	林業労働に従事する者を確保するための保険施設の設置に必要な費用
研 修 教 育 資 金	青年林業者、林業従事者等の研修受講に必要な費用
林 業 絏 営 開 始 資 金	青年林業者またはその組織する団体が林業経営(しいたけ栽培等の早期収益部門と育林部門の複合経営が必要)を開始するに必要な費用

●問い合わせ

宮崎県木材振興課 木材産業係 ☎0985-26-7156

貸付のご案内は、森林組合、木製材業協同組合、西臼杵支庁、農林振興局林務課でも行っています。

今月の納期

・集合税 3 期 　・国民年金保険料 8 月分

今月の主な行事

- 1日(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ広場)
 2日(月) 血圧測定(9:30~11:00 町民室)
 マタニティ教室(13:30~15:00 宿直室)
 7日(土) 日向支部消防操法大会
 (7:30~ お倉ヶ浜消防広場)
 11日(水) 3才児健診(H8.2・3月生)
 (13:30~14:00受付 福祉センター)
 15日(日) かどがわ日曜朝市(7:00~9:00 アピオ広場)
 23日(月) 特定計量器の定期検査
 (13:30~16:30 門川町役場)
 24日(火) 〃 (9:00~12:00 門川町役場)
 〃 (13:30~16:30 JA日向西門川支所)
 28日(土) 納涼花火大会(20:00~)
 30日(月) 乳児健診(H11.4・5月生)
 (13:30~14:00受付 福祉センター)

●町内人口

【7月1日現在】

男	女	計	世帯数
9,130 (9,114)	10,231 (10,211)	19,361 (19,325)	6,632 (6,619)

※ () 内は前回

生涯学習公開講座 “さるびあ塾”

「人権について学ぼう」

わたしたちは、人として何が大切なのか、見失うことがあります。学歴、外見などで価値判断したり、何気ない言葉で傷つけたり…「人権」について、再度考えてみましょう。

日 時 平成11年8月11日(水) 午前9時30分～11時30分
場 所 中央公民館
講 師 社会教育指導員 工藤 满生氏
切 平成11年8月8日(日)

へるすボランティア養成講座

心や体に障害をもった人々が、住み慣れた町で安心して生活できるために、何が必要か、何ができるのか…ボランティア活動を通して考えてみませんか？ボランティア活動に少しでも関心のある方、参加してみませんか？

1. 開催期日 平成11年9月8日・16日・22日・29日 10月6日・13日(6日間) 午前9時30分～12時
2. 内 容 医師、相談員ら専門家による精神疾患及び難病の保健福祉に関する講義及び患者との意見交換、交流を通しての体験学習
3. 場 所 日向保健所
4. 受 講 料 無料
5. 備 考 申込みは8月31日(火)までに、電話にてお願ひします
<問い合わせ・申込先 日向保健所 保健指導係 電52-5101>

主催 加草1区・2区 後援 門川
町教育委員会 期日 8月22日(日)
沿南側(平田俊彦様たんば) プロ
グラム どろんこスキー、綱引き、
どろんこバレー、おさるのかごや、
玉入れほか
☆汚れても良い服装、着替え持参で
参加してください。21日(土)は午
後7時から前夜祭(唄、踊り)があ
ります。(場所は同じです)
●問い合わせ
大会事務局
63-11786
(平田酒店)

町内全域から参加者募集
どろんこになつて
加草区民と交流しませんか?



●自衛官墓集

募集種目	応募資格	受付期間	1次試験
防衛大学校学生 (男女)	高卒(見込み) 平成12年4月1日 現在 18歳以上 21歳未満の者	9月14日～ 10月13日	11月13日(土) 14日(日)
防衛医科大学校 学生(男女)	高卒(見込み) 平成12年4月1日 現在 18歳以上 21歳未満の者	9月14日～ 10月13日	11月6日(土) 7日(日)
看護学生(女)	高卒(見込み) 平成12年4月1日 現在 18歳以上 22歳未満の者	9月14日～ 10月13日	10月28日(木)

卷之三

自衛隊日向募集事務所 電52-6914
門川町役場 総務課 電63-1140

町報
かどふわ

発行日／平成11年8月1日
発行編集／門川町総務課
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL(0982)63-1140(代) FAX(0982)63-1356

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。